◎新潟県告示第336号

新潟県資金前渡取扱規程(昭和57年3月新潟県告示第946号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

 改 正 後
 改 正 前

 (支払)
 (支払)

第6条 (略)

2 · 3 (略)

4 資金前渡職員は、社会保険料(労働保険料を除 く。)並びに電気、ガス若しくは水の供給又は電気 通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品 を借り入れる契約に基づき支払をする経費につい て、債権者との間で口座引落しの方法による支払 を行う旨の取り決めを行つたときは、口座引落し の方法により支払うことができる。

(支出命令者への報告)

第8条の2 (略)

2 若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速自動車国道の通行に係る料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費に係る資金(規則第126条第2項第1号に掲げるものを除く。)の前渡を受けた資金前渡職員は、毎月、交付を受けた資金について別記第2号様式による前渡資金出納計算書を作成し、支払の証拠書類及び保管金の現在高を証する書類を添付し、翌月15日までに当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。

3 (略)

(資金精算書)

第9条 資金前渡職員は、交付を受けた資金(規則 第126条第2項各号に掲げるものを除く。)の支払 事務が終了したときは、1週間以内に資金精算書 に当該支払の領収書、振込金受領書等又は支払証 明書を添付し、当該経費に係る支出命令者に提出 しなければならない。この場合において、支出命 令者は、当該資金精算書を出納閉鎖後5年間保管 しなければならない。 第6条 (略)

2·3 (略)

4 資金前渡職員は、電気、ガス若しくは水の供給 又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに 伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経 費について、債権者との間で口座引落しの方法に よる支払を行う旨の取り決めを行つたときは、口 座引落しの方法により支払うことができる。

(支出命令者への報告)

第8条の2 (略)

2 若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速自動車国道の通行に係る料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費(以下「若草寮入所児童経費等」と総称する。)に係る資金(規則第126条第2項第1号に掲げるものを除く。)の前渡を受けた資金前渡職員は、毎月、交付を受けた資金について別記第2号様式による前渡資金出納計算書を作成し、支払の証拠書類及び保管金の現在高を証する書類を添付し、翌月15日までに当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。

3 (略)

(資金精算書)

第9条 資金前渡職員は、交付を受けた資金(交際費、若草寮入所児童経費等又は規則第132条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号に定める額をもつて資金前渡した場合において、その支払金額が当該前渡した金額と同一で、かつ、支払の際に領収書を徴したことを確認したものに係るものを除く。)の支払事務が終了したときは、1週間以内に資金精算書に当該支払の領収書、振込金受領書等又は支払証明書を添付し、当該経費に係る支

出命令者に提出しなければならない。この場合に おいて、支出命令者は、当該資金精算書を出納閉 鎖後5年間保管しなければならない。